

都市建設委員会委員長報告書

令和5年12月20日

都市建設委員会に付託されました議案6件、陳情1件について、審査の過程における委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第101号「市道路線の認定について」及び議案第102号「市道路線の廃止について」については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第101号「市道路線の認定について」については、土地区画整理事業によるもの71路線、民間宅地開発によるもの17路線の計88路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第102号「市道路線の廃止について」については、土地区画整理事業によるもの17路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第101号及び議案第102号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第100号「指定管理者の指定について（流山市自転車駐車場）」について報告します。

本案は、流山市自転車駐車場について、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第15号「流山市平和台一丁目9番1，12，20の区域に係る都市計画に関する陳情書」について報告します。

本件は、流山市による都市計画の変更が、無効、違法及び不当な行政行為が繰り返された結果として行われたものであり、今後の都市計画行政をゆがめる恐れがあるため、流山市議会において都市計画の変更等を検証することを求めるものです。

初めに、当局より

陳情書の趣旨に記載のある用途地域、高度地区の変更、及び地区計画の決定において、無効、違法、不当な行政行為は行われておらず、都市計画行政をゆがめるものではありません。

1.(1) 素案の添付については、地区計画の申出は、都市計画法ではなく流山市街づくり条例の規定により行っていることから、都市計画法の規定に違反しておらず、違法ではないと考えております。

1.(2) 都市計画提案書については、本手続きは、都市計画法第21条の2、流山市街づくり条例第18条の規定による用途地域の変更提案と、流山市街づくり条例第20条の規定による地区計画の申出が、一体となって目的を達成しようとするものであり、提案内容が不明ではなく、無効ではないと考えております。

2.(1) 地区計画の素案の添付については、地区計画申出書に添付されているものは、申出者が作成した地区計画の素案として受理しておりますので、違法ではないと考えております。

2.(2) 地区計画申出書の添付図書が不足していることについては、1.(2)の見解のとおり、異なる手続きである用途地域の変更提案と地区計画の申出が一体となって目的を達成しようとするものです。このことから、用途地域の変更提案において添付された資料と重複するものについては、市が内容を承知しており添付の必要性がないことから、違法ではないと考えております。

2.(3) 地区計画の区域については、地区計画における「目標」、「区域の整備、開発及び保全に関する方針」とともに、当該区域も含めた記載となっており、違法・不当ではないと考えております。

2.(4) 高度地区の決定要綱については、地区計画と高度地区は異なる制度であり、違法ではないと考えております。

3.(1) 見解書については、都市計画提案書には高度地区の変更は含まれておりませんが、「都市計画提案による用途地域の変更」、「地区計画の申出による地区計画の決定」、「市により加えた高度地区の変更」が一体となって目的を達成しようとするものであって、見解書に高度地区の記載があることにより、無効であるとは考えておりません。

4.(1) 高度地区を指定しないことについては、高度地区の決定要綱に従い適切に判断されており、違法・不当であるとは考えておりません。

4.(2) 用途地域を指定したことによる高度地区の指定については、用途地域による商業地域を指定したことで高度地区を必ず指定するものではなく、違法・不当であるとは考えておりません。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

本市は他の自治体にはあまりない「流山市街づくり条例」を制定している。

この条例は、つくばエクスプレス沿線開発事業に伴う人口増、開発圧力を想定し、都市計画や街づくりの分野における市民参加と協働の街づくりとプロセスを独自に定義することで、良質で魅力的な街づくりを実現しようとするものである。

適切な開発は、街の活性化と経済成長に繋がるが、過度の開発は、街の環境や住民の生活に悪影響を及ぼす可能性がある。

適切な抑制は、街の秩序と安全を守るが、過度の抑制は、街の成長を阻害する可能性がある。

住民参加を促進することで、住民のニーズを反映した街づくりを実現することができるが、街づくりにおける開発と抑制のバランスは、時代や社会情勢によって変化する。

本市は、常に変化する状況を踏まえて、適切なバランスを取ろうとすることが重要だと考える。

流山市街づくり条例では、社会情勢をとらえ、住民のニーズを反映しながら、開発と抑制の適切なバランスをとる効果があり、そのプロセスが定義されている。

また、市民参加のプロセスは、開発、発展を許容することを前提とした上で、市民や土地所有者等、土地開発行為者及び市の相互の信頼及び理解、協力のもとに実現しようとする、本市にとって大切な条例である。

陳情項目について、市の事務処理について確認したところ、手続き上の不備はないことを確認できた。よって、違法性はないと考える。また、流山市街づくり条例の理念を前提から考えれば、業務地域については集積を目指すため、商業地域については土地を活用しやすいよう、通常は高さ制限をしないところを、本件では31mの高さ制限をし、緑化や壁面後退を含めて、住環境に配慮する調整を行っていることから、不当な

行政行為ではないと考える。

2 採択の立場で討論する。

平和台地域は、流山市役所を中心に良好な住宅地として知られてきた。当該地域は、住みよい良好なまちづくりに取り組んできた地域住民の長年の努力がある。その一角に、高さ31メートルの窓の少ないコンクリートの壁に覆われた、倉庫のような建築物が建つとするならば、多くの住民が不安を持つものと理解できる。

住民の声を良く聞き、住民の住環境を守るべき都市計画行政が行われるものとして賛成する。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第98号「流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の違反の厳罰化に伴い、時代の動きに対応した引用条文の整理だと理解している。配偶者からの暴力を受け、命の危険を感じる事案も発生している。他自治体からの避難、夜間対応等、福祉部門からの情報の吸い上げを求め賛成する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号「令和5年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は、下水道事業収益において、令和4年度の流域下水道維持管理負担金の額が確定したことから、清算に伴う還付金を計上するもので、特別利益の既決予定額に7,295万7千円を増額し、総額を39億8,261万5千円とするものです。

下水道事業費用においては、下水道事業収益の補正に伴い支払消費税の増額を行うもので、営業外費用の既決予定額に662万9千円を増額

し、総額を38億25万8千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第99号「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備における安全基準に関する規定を見直すとともに、固体燃料を使用する厨房設備の離隔距離に関する基準について新たに定めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上